

『日本靈異記』における『涅槃経』の意義

石井公成

一 はじめに

『日本靈異記』が、『梵網經古迹記』や『諸經要集』などからの孫引きと推測される箇所も含めて、どのような仏教經典を引用し、どのように利用しているかについては、狩谷楳齋、禿氏祐祥、松浦貞俊などの先学たち以来、これまで多く研究がなされている。最近では、「罪」の語を手掛かりとして『靈異記』と『梵網經古迹記』との関係を改めて検討された増尾聰哉氏は、個々の説話の内容自体、『梵網經』の十重禁戒に関する『梵網經古迹記』の説明と関連する場合が多いことを指摘された⁽¹⁾。さらに、中村史氏は、『靈異記』の素材となつた説話の中には、菩薩戒を説いた『梵網經』を読誦したり講説したりする法会での唱導の場で用いられた説話がかなり含まれていることを論証し、『日本靈異記』と『梵網經』との関係の深さを強調された⁽²⁾。ただ、中村氏は、『梵網經古迹記』

記』を直接の典拠とみなすことについては慎重な立場をとつておられる⁽³⁾。

確かに、『梵網經古迹記』からの孫引きとされる箇所の中には、『梵網經古迹記』中の經文とは微妙に異なつていて、取意によるずれとは考えにくい箇所も僅かながら見受けられる。また、八世紀半ばに活躍した大賢は、現存する『梵網經古迹記』『成唯識論古迹記』以外にも、『涅槃經古迹記』『法華經古迹記』『瑜伽論古迹記』その他、「古迹記」と題する数多くの著作を著わしている⁽⁴⁾ことが示すように、先行する諸注釈や関連諸文献の諸説を集成し、異説の会通をはかった融和的な学風の僧であつたため、景戒は『梵網經古迹記』ではなく、あるいは『梵網經古迹記』とともに、大賢の他の著作をも利用していたことが考えられる。むろん、太賢に影響を与えた唐や新羅の先行文献や、太賢に近い系統の、ないし太賢の影響を受けた新羅・日本の文献や日本の学僧の講説などを通じて、

景戒が『梵網經古迹記』からの孫引きとされるような諸經典の名文句に親しんでいた可能性も否定できない。

とはいって、『日本靈異記』が『梵網經古迹記』と共通する側面をかなり持っていることは確かであり、このことは『日本靈異記』の性格、および景戒の学問系統を考えるうえで、きわめて重要である。孝謙天皇の代には、孝順と追善を説く『梵網經』の受持が勧められ、国ごとの講説がしばしば命じられていたことはよく知られているうえ、『梵網經古迹記』は、平安初期の諸宗の目録でのうち『法相宗章疏』と『律宗章疏』の双方に録されていることが示すように、新羅仏教の影響が強い南都では、『梵網經』の代表的注釈として広く依用されて尊重されていた。声聞戒である戒律の復興をこころざした鎌倉期の叡尊などできえ、実際には菩薩戒の注釈である『梵網經古迹記』の講説に重きを置いており、『梵網經古迹記文集』まで著しているほどである。⁽⁷⁾

そこで注目されるのが、『日本靈異記』中の数多い引用經典のうち、群を抜いて多くの經文が引かれているのは、「扶律談常（戒律を扶け、法身常住を談ずる）」の經典として知られる『涅槃經』であり、しかもその引文の中には、『梵網經古迹記』からの孫引きと推測されている箇所も一例ながら見られる点である。經典の名のみをあげた箇所は、『法華經』の十八例が最高であつて、『涅槃經』は一例にすぎず、三例の『金剛般若

經』、二例の『般若心經』『觀世音經』『藥師經』にも及ばないが、經典名をあげて經文を引く点では、『涅槃經』は十例に及んでおり、『法華經』の四例、『善惡因果經』の一例などをはるかに抜いている。しかも、菊地武氏が指摘されているように、説話の叙述中で言及されることが多い『法華經』と違い、『涅槃經』の場合は、景戒の立場がより反映していると思われる評語中で經文をともなつて引かれているのである。⁽⁸⁾ そのうえ、これ以外にも、『涅槃經』の名を出さずに、説話中や評語中で『涅槃經』の文言を利用している箇所も少なくない。その『涅槃經』の日本における受容・研究状況は、不明な点が多いが、正倉院文書では、慧遠、吉藏、法寶、神泰の四人の中國僧、および伝記不明の林法師、識法師に加え、新羅法相系の學僧である憬興、義寂、および法相系と一乘系の調停を試みた新羅元曉の『涅槃宗要』などの注釈や概要書の貸し借りが数多く記録されているのに対し、『法相宗章疏』では、『涅槃經』の注釈としては、憬興『涅槃經述贊』と義寂『涅槃義記』、および伝記不明の許誦『涅槃疏』しか収録されておらず、続く蔵俊『注進法相宗疏』でも、憬興の同書と太賢の『涅槃經古迹記』しか見えないのである。⁽¹⁰⁾ 増尾氏は、『日本靈異記』における一闡提の扱いの問題に触れた際、一闡提成仏に関して微妙な扱いをしている『涅槃經』からの引用が最も多いのは、単に表面的なものであるのか、あるいは教義の上で『靈異

記』に大きな影響を与えていているのかを見極めることも課題となる⁽¹¹⁾と述べられたが、これは重要な提言であった。梵網戒を含めて戒律の問題を強く意識していたと思われる『日本靈異記』と『涅槃經』との関係、それも新羅法相系の『涅槃經』解釈との関係が、詳細に検討されねばならないであろう。

そこで、本稿では、広義での戒律護持という点に注意しつつ、『靈異記』における『涅槃經』の引用・利用の仕方を検討してみたい。なお、『靈異記』においては習合的な天の概念が重要な役割を果たしていること、また天性を意味する「天年」「天骨」などの語が多く用いられているのは一闡提説と関係があることは、先に論じた通りであるが⁽¹²⁾、『涅槃經』の引用ないし取意の語句が見られる説話では、「天」に言及している場合が特に多いことは、景戒の考える「天」と『涅槃經』とが何らかのつながりを持つていてることを示すものと言えよう。

下巻第二十九縁では、子供が木をきざんで作った仏像を愚夫が斧で切ったところ、ただちに無残な死に方をしたとする説話のあとで、たわむれに仏像を作つたり描いたりしても仏道を成ずる因縁となると説く方便品の取意の文章が引かれているものの、これもまた、『法華經』受持者に害をなす者には悪報があることを強調する例の変形にすぎない。つまり、景戒は、『法華經』を靈験豊かで、そしけば惡報がある大乘經典の典型として尊重しているものの、一乗二乘論争などで扱われるような『法華經』の教理に関する議論を盛り込む意図はなかつたのである。

これに対し、『涅槃經』からの引用は、『涅槃經』の内容そのものと密接に関わっている。このため、以下では、『涅槃經』の経文と対比しやすいように、『靈異記』の評語部分を本来の漢文で示し、『涅槃經』の経文については、前後の文脈がわかるよう長めに引いておいた。句讀は大正大藏經のものを筆者が改めたものである。これらの引文を見れば、『日本靈異記』における『涅槃經』の引用は、『涅槃經』の重要テーマである法身常住、悉有仏性、一闡提などに関わる記述のうちから引かれていることが理解されよう。ただ、後で述べるように、景戒は『涅槃經』そのものを宣揚しようとはしていないことから見て、『涅槃經』を熟読してそこから直接引用しているとは考えにくい。おそらく、梵網戒、瑜伽戒などの菩薩戒に関する者をそしけば惡報があることを強調した経文ばかりである。

わる文献、『諸經要集』の類の要文集、先行説話などのうちから、共感できる経文を抜き出しているうちに、『涅槃經』からの引用が多くなっていた、というのが実状であろう。

なお、これまでの『日本靈異記』に関する諸注釈は、それぞれ貴重な労作ではあるものの、仏教関係の語句に関する解釈については誤りがかなり多かつたが、最新の注釈である出雲路修『日本靈異記』（新日本古典文学大系、岩波書店、一九九六年）は、仏教学の素養と經典精査に基づく適切な注釈が付されており、この面の研究水準を大幅に高めている。『日本靈異記』の原文については、同書における校訂テキストを用い、旧字は新字に改め、返り点は省いた。以下、同書の注を出雲路注と略称する。

【上巻第二十七縁】

〔説話概要〕

塔を作るといつわって財物を集め、妻と流用していた「邪見仮名」の石川沙弥が、ある寺の塔の柱を切つて燃やしたところ、たちまち病氣となり、生きながら地獄の火に焼かれて死んだ。

〔評語〕

鳥呼哀哉、罪報不空、何不慎歟、涅槃經云、若見有人、修行善者、名見天人、修行惡者、名見地獄、何以故、定受報

故者、其斯謂之矣、
〔涅槃經〕

惡心害母、害己生悔三業雖善、是人故名地獄人也。何以故。是人定當墮地獄故。是人雖無地獄陰界諸入、猶故得名為地獄人。善男子。是故我於諸經中說。若見有人、修行善者、名見天人、修行惡者、名見地獄。何以故。定受報故。善男子。一切衆生定得阿耨多羅三藐三菩提故。是故我說一切衆生悉有佛性。一切衆生真實未有三十二相八十種好。

〔涅槃經〕卷第二十七、師子吼菩薩品、大正十二卷、五二四中）

〔解説〕

右の經文は、仏が「一切衆生悉有佛性」と說いたのは、衆生は阿耨多羅三藐三菩提を将来得ることが決まっているためであり、これは、惡行をなした者は地獄に落ちることが決まっているので生前から地獄人と呼ぶようなものだ、と述べた部分である。『靈異記』は、この箇所のうち、「若見有人、修行善者、名見天人、修行惡者、名見地獄」という本筋でない部分をとりあげ、惡行の結果、生きながら地獄の火に焼かれた男に対する評語中で用いているのである。

なお、本説話の題名に見える「仮名沙弥」の「仮名」を、正式な僧名が無いの意に解する従来の諸注釈は誤りであり、「名のみで実体がないこと」とする出雲路注が正しい。出雲

路注では、例として『瑜伽師地論』卷九の「仮名出家」の例をあげているが、『涅槃經』自身、

菩薩二種。一者實義。二者假名。假名菩薩、聞我三月當入涅槃、皆生退心、而作是言。如其如來無常不住、我等何為為是故事。無量世中、受大苦惱。……是故、我為如是菩薩、而作是言。如來常住無有變易。

(『涅槃經』卷第三十四、迦葉菩薩品、同、五六六上)

と述べ、如來は無常だと思い込んで正法から退転してしまう機根の劣った菩薩たちを「假名菩薩」と称している。『靈異記』では、仏像を盗んで破壊する者に関する説話では、以下に見るように、法身常住を説く『涅槃經』の経文が引かれて教誨が述べられていることが多いことから考えて、ここで言う「邪見仮名」の沙弥とは、仏教の名をかりてよこしまな生活する者というだけでなく、『涅槃經』のこうした主張を背景にしたものと考えるべきであろう。

なお、景戒が引かない南本『涅槃經』には、

若声聞僧中、有假名僧、有真実僧、有和合僧。若持戒若破戒、於是衆中、等應供養、恭敬礼拝。是優婆塞、以肉眼故、不能分別。譬如彼人不能分別雪山甘藥。誰是持戒、誰是破戒、誰是真僧、誰是假僧、有天眼者乃能分別。

(南本『涅槃經』卷第六、四依品、同、六四二上)

とあるように、「假名僧」の語が用いられており、「天眼」と「肉

眼」の対比が見えるが、北本でも菩薩品では、衆生の仏性について、

善男子。若有衆生、不知如來是常住者、當知是人為生盲。⁽¹³⁾若知如來是常住者、如是之人、雖有肉眼、我說是等名為天眼。復次善男子。若有能知如來是常、當知是人久已修習如是經典。我說是等亦名天眼。雖有天眼、而不能知如來是常

我、說斯等名為肉眼。

(『涅槃經』卷第九、菩薩品、同、六六四下)

と説き、如來常住であると知るのが天眼であつて、そうでないのが肉眼であるとしているほか、梵行品では、仏の説く最上の法について「法眼所見、非肉眼見」(同、四七〇上)と説くなど、智慧に基づくすぐれた眼と凡夫の肉眼の対比がなされている箇所が多い。また、対比されてはいないものの、南本の鳥喻品では、

衆生亦爾。無有天眼、在煩惱中、而不自見有如來性。

(南本『涅槃經』卷第八、鳥喻品、同、六五六下)

と説き、衆生は天眼を有さず、煩惱にまみれているため、自らのうちの如來性(仏性)を見ることができないとしている。『靈異記』が凡夫の「肉眼」と聖德太子・行基その他の聖人の「天眼」「通眼」「明眼」などの違いをしばしば強調し、聖人こそが乞食や私度僧などの姿で現われた隠身の聖人を神秘的な力で見抜くことを強調するのは、こうした『涅槃經』の

図式に基づく点もある。

なお、この上巻第二十七縁では、主人公は沙弥であるため、他の惡報譚と違い、その天性に関して「天骨邪見」「天年邪見」などの語を使うことができなかつたのだろうが、「修行善者、名見天人」という引文の形で「天」に関する言及が見られることが注目される。

【上巻第二十九縁】

〔説話概要〕

「天年邪見」の俗人が、乞食の僧を迫害し、出先で倒れてきた倉につぶされて死んだ。

〔評語〕

誠知、現報甚近、寧不慎歎也、如涅槃經云、一切惡行邪見為因者、其斯謂之矣、大丈夫論云、……

〔涅槃經原文〕

一切衆生、悉有仏性、煩惱覆故、不能得見。我說如是、汝

說亦爾。是名隨自他意說。善男子。如來或時、為一法故、

說無量法。如經中說一切梵行、因善知識。一切梵行、因雖

無量、說善知識、則已攝盡。如我所說、一切惡行、邪見為因。一切惡行、因雖無量、若說邪見、則已攝盡。

(『涅槃經』卷第三十五、迦葉菩薩品、同、五七三下)

〔解説〕

誠知、地獄現在、應信因果、不可如鳥、鳥慈己児、而食他

『涅槃經』の右の引文では、一切の惡行は無数の原因を有するものの、邪見を説けばその中にすべて含まれるため、一切の惡行は邪見を根本とすると述べるのだ、としているが、ここで言う邪見が、直前で示されている「一切衆生、悉有仏性」説に対する邪見を主として考えられていることは言うまでもない。『靈異記』が、乞食僧をあなどり、差別して迫害する邪見の人について述べた説話の評語で、右の経文を引くのは妥当な引用である。ただ、「一切衆生悉有仏性」を説くことは、現実にすべての人の成仏を認めるることは異なることに注意しておく必要がある。この問題については、稿を改めて論じたい。

なお、この評語では、個々の惡行を惡報の因と見て非難するというより、「天年邪見」を一切の惡行の根本と見、個々の惡行については悪果に至る前兆としてとらえていることは、既に述べた¹⁵。

【中巻第十縁】

〔説話概要〕

常に鳥卵の卵を煮て食べてていた「天年邪見」の男が、麦畑の中で足が焼け焦げて死んだ。

〔評語〕

児、無慈悲者、雖人如鳥矣、涅槃經云、雖復人獸尊卑差別、

宝命重死、二俱無異云々、善惡因果經云、……

【涅槃經】

大王、如王宮中常屠羊心初無懼。云何於父獨生懼心。雖復人獸尊卑差別、寶命重死、二俱無異。何故、於羊心輕、無懼於父。

(卷第十八、梵行品、大正一二卷、七二七中)

【解説】

ここは、經の趣旨とは異なる引き方となつてゐる。『涅槃經』では、父王を殺して慚愧にうち沈んでいる阿闍世王に対し、宮中では料理のために毎日、羊を殺していながらそちらは気にして、父王の命を奪つたことだけ気にかけるのはおかしいではないかと説いて、心を安んじようとしているためである。ただ、人と獸の違いはあつても、すべての生き物は命を大事にして死を恐れる、と説くこの文章は有名であり、多くの仏教文献で引かれているため、元の文脈は考慮されていない可能性が高い。この經文の前後では、仏性や法身常住などの問題には直接触れていないが、阿闍世王に関する話は、『涅槃經』の中心となる話であり、一方、『靈異記』はここでもまた「天年邪見」を問題にしていることが注意されよう。

【説話概要】

吉祥天女像に愛欲を起こした優婆塞が、天女のよくな美しい女を願うと、吉祥天女は夢の中で交わってくれ、翌朝見ると、像の腰の部分に優婆塞の不淨がしみついていた。

【評語】

諒委、深信之者、無感不應也、是奇異事矣、如涅槃經云、多姪之人、画女生欲者、其斯謂之矣、

【涅槃經】

當知是貪、真實而有、以有貪故、墮三惡道。世尊。譬如有人、見画女像、亦復生貪、以生貪故、得種種罪。

(『涅槃經』卷第二十三、高貴德王菩薩品、七五九下)

【解説】

評語では、「深く信すれば、感じて応ぜざるはなし」という点を強調しているが、『涅槃經』の原文では、貪欲であれば三悪道に落ちるとしたうえで、世間の人々は絵の中の女に対しても貪欲を生じるよう、貪欲を起こして様々な罪を作つていると説くのみであり、『靈異記』のここでの記述とは、かなりのずれがある。なお、本説話は、仏菩薩の像の靈験譚であると同時に、感應を本質とする「天（女）」の感應の話でもある。

【中巻第十三縁】

『日本靈異記』における『涅槃經』の意義（石井）

〔説話概要〕

尼寺で觀音像が六体盜まれた。牛飼いが池に浮かぶ木にとまつてゐる鷺を捉えようとして、木と見えたのは仏像であることを發見。尼寺の尼たちは、觀音像に対して「我が諸大師よ、何の罪過があつてこのような災いをこうむられたのか」と嘆き、像をふたたび寺に安置した。

〔評語〕

定知、彼見鷺者、非現実鷺、觀音變化、更莫疑也、如涅槃經說、雖仏滅後、法身常住者、其斯謂之矣、

〔涅槃經〕

仏告阿難、若仏現在、所施仏物。僧衆應知、若仏滅後、一切信心所施仏物、應用造仏形像、及造仏衣七宝幡蓋、買諸香油寶華、以供養仏。除供養仏、余不得用。用者則犯盜佛物罪。阿難復白仏言、若仏現在、若復有人、以金銀七寶房舍殿堂妻子奴婢衣服飲食一切樂具、深心恭敬禮拝供養如來、

仏涅槃後、若復有人、以金銀七寶妻妾奴婢衣服飲食一切樂具、供養如來形像、深心恭敬、禮拝供養。世尊如是二人、深心供養所得福德、何者為多。仏告阿難。如是二人、皆以深心供養所得福德、其福無異。何以故。雖仏滅後、法身常存。是以深心供養、其福正等。

（『大般涅槃經後分』卷上、橘陳如品余、同、九〇一下）

〔解説〕

仏像遭難譚。『涅槃經』は、仏の滅度の後も、仏に供養された物は、それで仏像などを造るべきであり、そうした物を他の用途に用いれば仏物を盗む罪となると説き、ある人は仏在世中に盛大な供養をし、ある人は仏の滅後の後に仏像に同じく盛大な供養したが、この二人の功德は等しい、それは仏の滅度の後も、「法身常存」しているためだ、と説いている。『涅槃經』では釈尊の法身に関する話であり、『靈異記』では觀音像について法身が言われているが、景戒は区別していないようである。これは、『華嚴經』明難品に、

一切諸仏法身、是唯一法身。（大正九卷、四二九下）

という言葉も見えてゐるよう、法身には区別がないとするのが通念であつたためであろう。

〔中卷第十九縁〕

〔説話概要〕

ある女が突然死に、その見事な『心經』読誦を聞きたがつていた閻魔王の前で読誦して賞賛され、帰るよう言われて王宮の門を出たところで、黄衣の三人に会つた。よみがえつた後、市で経を買つと、それはかつて書写して盗まれた『梵網經』二卷と『心經』一卷であり、先に出会つた三人は、実は

〔評語〕

この三卷であった。

噫呼奇哉、如涅槃經云、若見有人修行善者、名見天人、修行惡者、名見地獄者、其斯謂之矣、

〔涅槃經〕

(上巻第二十七縁と同じ箇所)

〔解説〕

ここでの『涅槃經』の引文は、原典とずれた形で用いられている。すなわち、『涅槃經』では、悪業をなす者は、地獄行きに決まっているため、生きているうちから地獄人と呼ぶよう、善をなす者は生きているうちから諸天や人間世界に名が録され、悪をなす者は地獄に名が録されるが、それと同様、一切の衆生は将来、仏菩提を得ることが確定しているため、

私(仏)は「一切の衆生は悉く仏性有り」と説くのだ、と述べているのに対して、中巻第十七縁では、利刈優婆夷の『心經』読誦の見事さは、地獄の閻羅王にまで知られるほどであったと説いており、逆になつている。また、利刈優婆夷が後に天に生まれたといつた記述もない。『涅槃經』の右の引文は、おそらく、原典から離れて名文句として、つまり、善行を修めれば天に生まれ、悪行をなせば地獄に知られるという文脈で盛んに用いられていたのであろう。いずれにせよ、靈異を説く際、景戒は説話の内容とは合わなくても天に言及せずにおれないのである。

【中巻第二十二縁】

〔説話概要〕

「天年心曲」で殺盜を業とする男が仏像を盗み、解体してみると、仏像が「痛い」と声をあげたため、道行く人が男をとらえた。盗まれた寺の僧や檀越たちは、「我が大師よ、何の過失があつてこの盜難にあわれたのか。滅された後は何を師としようか」と嘆き、寺で葬儀を行なつた。僧や檀越たちは盜賊を放置したが、盜賊は道ゆく人によつて牢獄に送られ、幽閉された。

〔評語〕

定知、聖輟甚惡、而示是瑞、至誠應懼、非無聖靈、涅槃經十二卷文、如仏說。我心重大乘。分婆羅門誹謗方等、斷其命根、以是因縁、從是以來、不墮地獄、又彼經卅三卷云、殺一闡提、無有殺罪者、其其謂之矣、此人者、誹謗仏法僧、為衆生不說法、無思義、殺無罪者也、

〔涅槃經〕

婆羅門言。大王。菩提之性、是無所有。大乘經典、亦復如是。大王。云何乃欲令人同於虛空。善男子。我於爾時、心重大乘。聞婆羅門誹謗方等、聞已即時斷其命根。善男子。以是因縁、從是已來、不墮地獄。

(『涅槃經』巻第十二、聖行品、大正十二卷、四三四下)

一闡提輩斷善根故。衆生悉有信等五根、而一闡提輩永斷滅

故。以是義故、殺害蟻子猶得殺罪、殺一闡提無有殺罪。

(『涅槃經』卷第三十三、迦葉菩薩品、同、五六二中)

【解説】

仏像遭難譚。『涅槃經』を重ねて引き、蟻を殺しても殺生の罪になるが、一闡提は殺しても罪にならない⁽¹⁷⁾ことを強調しているために、多くの研究者の関心を呼んできた箇所である。

出雲路注では、「我之大師」という呼びかけや、盜賊を牢獄に幽閉したことと述べた部分も『涅槃經』に基づいた表現であるとし、「尊き像寺に有すときは像を以ちて師とす。今滅びたまふよりは、何を以ちてか師とせむ」という箇所も、「大般涅槃經後分」の文に基づいているとして、「仏像の損壊を、釈迦牟尼仏の入滅のイメージでとらえている」と適切に指摘している。この説話はまさに『涅槃經』に基づいて整えられたものなのである。

本説話では、仏像を盗んで解体しようとした男は、牢獄に幽閉されたとあるのみで、処刑されたとは述べていないが、当時、幽閉するとは、死刑を意味するか、劣悪な環境による獄中死を意味したのであろう。そこで景戒は、その盜賊の死の責任は、靈異を起こして盜賊を捕らえさせた法身にあると受け取られないよう、世尊の前世の身である大王が、『涅槃經』で説かれているような教説を否定する婆羅門たちを死罪に処したにもかかわらず、こうした誹謗正法の輩は一闡提で

あつて、殺しても罪にならないため、地獄に落ちなかつたとする経文を引いて弁明しようとしたものと思われる。上巻第七縁でも下巻第四縁でも、殺されそつになつた僧は、相手を許していて罰しようとはしていないため、当時、僧侶は、危害を加えられても、犯人を役人につきだしたりしないの望ましいとされていたのであろう。

なお、「聖其の惡を輟めむとして此の瑞を示す。至誠懼るべし、聖の靈無きにあらざることを」という評語のうち、法身にほかならない「聖靈⁽¹⁸⁾」が「惡を輟め」させるという点については、寺が火災となつた際に觀音の木像が自分で動いて難を逃れたとする下巻第三十七が、「三宝之非色非心、雖不見目、而非無威力」と述べていることが参考になる。この「三宝」は諸注釈が指摘するように仏を指すが、「非色非心」でありながら力を持つのは、言うまでもなく「戒体⁽¹⁹⁾」である。特に、一生の間続く声聞戒の戒体と違い、菩薩戒の場合は、「一得永不失（一たび得れば永く失はず）」が常識であつて、受戒すれば戒体は生を超えて永続するものであり、『日本靈異記』の仏像遭難譚における重要テーマである「法身常住」に通じる。

戒の本質が「防非止惡（非を防ぎ惡を止める）」にあることは諸文献が強調することであり、梵網戒に関しても同様であることは、新羅元曉が『梵網經菩薩戒本私記』において、『梵網經』が仏の口から出た「非色非心」の「戒光」について釈す

際、

非色非心者、以防非止惡義、為戒故。

(『梵網經菩薩戒本私記』卷上、韓仏全一卷、五九二一中)
と明言している通りである。

つまり、景戒は、『涅槃經』の法身常住説、法身常住を信じずに誹謗する者は殺しても罪がないとする一闡提説、さらに「止惡」の力を持つ「永不失」の戒体などを漠然と結びつけて記しているのである。『日本靈異記』説話におけるまとまりのなきは、教理にうとい景戒が、このように連想でつながる術語を乱発して文章を飾り、説得力を増そうとしているためである場合が多い。

本説話は、『涅槃經』の影響の強さが目立つだけに、ここでも、盜賊について「天年心曲」と記されていることが注目されよう。

【中卷第四十二縁】 〔説話概要〕

九人の子をかかえた極貧の女が、穗積寺の千手觀音像に毎日祈願していたら、妹が櫃を持ってきて置いてゆき、中には百貫の銭が入っていた。妹に尋ねたところ、覚えがないとの返事であり、これは千手院の修理分の銭であり、觀音がくださつたものであった。

〔評語〕

贊曰、善哉海使氏長母、朝視飢子、流泣血淚、夕燒香灯、願觀音福、應錢入家、減貧窮愁、感聖留福、流大富泉、養兒飽德、發衣晰委、慈子來祐、買香得價、如涅槃經說、母慈子因自生梵天者、其斯謂之矣、斯奇異之事矣、

〔涅槃經〕

譬如貧女、無有居家、救護之者、加復病苦、飢渴所逼、遊行乞止他客舍、寄生一子。是客舍主、驅逐令去、攜抱是兒、欲至他國。於其中路、遇惡風雨、寒苦並至多、為蚊虻蜂蟻毒蟲之所唼食。經由恒河、抱兒而度、其水漂疾、而不放捨。於是母子、遂其俱沒。如是女人、慈念功德、命終之後、生於梵天。……如彼貧女、在於恒河、為愛念子、而捨身命。善男子、護法菩薩、亦應如是。寧捨身命、不說如來同於有為、當言如來同於無為。以說如來同無為故、得阿耨多羅三藐三菩提、如彼女人得生梵天。何以故。以護法故。云何護法。……爾時文殊師利法王子讚純陀言、善哉善哉。善男子、汝今已作長壽因緣、能知如來是常住法、不變異法、無為之法。

(『涅槃經』卷第二、寿命品、大正十二卷、三七四上一中)
〔解説〕

『涅槃經』が慈母生天を説くのは、子を捨てずに河に沈んで梵天に生じた母のように、護法の菩薩は命を捨てて法を守

れと説くためであり、その法とは、如來は無為であつて常住不變な存在なのだ、というものである。「一切菩薩所問品」にも、子とともに河に沈んだ女人が「慈念」のために天に生まれたとする記述があるが、そこでは続いて、菩薩もこのようく護法のために命を捨てよと述べ、護るべき法とは、如來は有為でなく永遠に滅度しないことである、と説いている。

さらに、「女人は本性弊惡」でありながら、こうした果報を得たように、重罪を犯した者も護法の心を起こせば無量の果報を得るが、一闡提だけは別であるとしている（四二五下）。

つまり、中巻第四十二縁が引く『涅槃經』の引文は、こう

した護法の例として述べられた話を流用したものであり、天に生じずに現世で福を得ている説話の内容と合つていないのである。ここでも、中巻第十九縁と同様、説話の内容とは無関係に天への言及が出てくることに注目したい。

なお、この女については、「極めて窮しきこと比無く、生活

くこと能はず」と説かれていたが、「常の如く花と香と油をと

を買」つて千手觀音に詣つてゐることに注意すべきである。

おそらく、毎日、「花と香と油」を捧げて祈願していたのであって、それができるだけの財産があつたのであろう。つまり、極度の貧困を嘆きつつも、実際には自宅のうちに持仏堂を所持して複数の馬を飼っていた景戒と同様の状況なのである。

当時、窮乏を救つてくれるよう仏像に懇願できたのは、無知

文盲の最下層の貧民ではなく、没落して窮状にあるにせよ、土地の有力者以上の階層のみであつたことを忘れてはならない。

【下巻第十八縁】

【説話概要】

ある人の発願によつて『法華經』を書写していた経師が、雨を避けて堂の中に入つた際、写経を手伝うために集まつていた女たちの一人を後ろから犯したところ、女ともども死んでしまつた。

【評語】

晰知、護法刑罰、愛欲之火、雖燒身心、而由姪心、不為穢行、愚人所貪、如蛾投火、所以律云、弱眷自姪面門、復涅槃經云、知五欲法、無有歡樂、不得暫停、如犬嚙枯骨、無飽厭期者、其斯謂之矣、

【涅槃經】

修大涅槃經者、不著衆生相、作種種法相。善男子。譬如畫師、以衆雜彩、画坐衆像、若男若女、若牛若馬。凡夫無知、見之則生男女等相。画師了知無有男女。菩薩摩訶薩亦復如是。於法異相、觀於一相、終不生於衆生之相。何以故。有念慧故。菩薩摩訶薩、修大涅槃或、時覩見端正女人、終不生於貪著之心。何以故。善觀相故。善男子。菩薩摩訶薩、知五欲

法無有歡樂、不得暫停、如犬嚙枯骨、如人持火逆風而行

……。

(『涅槃經』卷第二十、高貴德王菩薩品、同、四九六上—中)

【解説】

『法華經』書写にまつわる靈異でありながら、欲望を戒める『涅槃經』の経文を引いている点が注目されよう。評語のうち、「愚人」以下の教誨と「律」の引文は、早くから『梵網經古述記』からの孫引きであることが指摘されているが、右に見るよに、『涅槃經』の該当部分では、画師が描いた女の像の話が出ており、中巻第十三縁での『涅槃經』の引文と共に通していることが注目される。

【下巻第二十七縁】

【説話概要】

野に放置されていた髑髏の目から竹の子が出ていたのを抜いて供養したところ、髑髏は伯父が自らを殺したことを告げた。供養した男は、その家に行つて事実を知らせ、大いにもてなしを受けた。

【評語】

夫日曝髑髏、尚故如是、施食報福、与恩報恩、何況現人豈

忘恩乎、如涅槃經說、受恩報恩者、其斯謂之矣、

【涅槃經】

我於爾時、聞仏名号、受持十善、思惟修習、初發阿耨多羅三藐三菩提心。發是心已、復以是法転教無量無邊衆生、言一切法無常變壞。是故我今統於此處、亦說諸法無常變壞、

唯說仏身是常住法。我憶往昔所行因縁、是故今來在此涅槃、亦欲酬報此地往恩。以是義故、我經中說、我眷屬者、受恩能報。

【解説】

『涅槃經』は數カ所で報恩を説いているが、上記の箇所は、諸法は無常であつて変化するものに対する「仏身は是れ常住の法」であると説法する仏が、過去に無常の苦を超えるには十善を修行すべきだと聞いて修行を始めて悟りを得たことを想起し、その恩に感謝するという筋になつており、ここでも「仏身常住」が背景になつてゐる。景戒がそこまで考慮して引いているとは考えられず、取意の句をそのまま利用しているものと思われるが、『涅槃經』では恩の強調はこのような文脈の中で行われていたことに、留意しておく必要がある。

三 名をあげずに『涅槃經』を引く箇所

『日本靈異記』では、『涅槃經』の名を出さずに『涅槃經』の経文をそのまま用いていたり、取意による利用をしている

箇所も少なくない。そのうち、明らかに『涅槃經』を利用していると思われる部分について検討しておきたい。

【上巻第十六縁】

〔説話概要〕

殺生を好む「天骨不仁」の男が、無慈悲にも生きたまま兎の皮を剥いて野に放つたところ、肌が腐る病気になり、苦しみつつ死んだ。

〔評語〕

嗚呼現報甚近、恕己可仁、不無慈悲矣、

〔涅槃經〕

仏告大王。汝今害父已、作逆罪最重無間。應當發露、以求清淨。何緣乃更見他過咎。善男子。以是義故、我為彼王、而說是偈。復次善男子、亦為護持不毀禁戒、成就威儀、見他過者、而說是偈。若復有人受他教悔、遠離衆惡、復教他人令遠衆惡、如是之人、則我弟子。爾時世尊、為文殊師利、復說偈言

一切畏刀杖 無不愛寿命

恕己可為譬 勿殺勿行杖

（『涅槃經』卷第十、如來性品、同、四二六下）

畜生。

〔解説〕

『涅槃經』の引用は取意。父王を殺した阿闍世王に対しても

不願多聞、於義不了。願作心師、不師於心。身口意業、不

殺生の問題を説いた『涅槃經』のこの箇所では、「恕己可為譬（我が身であつたらと考えてみよ）」の句を含む偈が三度用いられているが、この句は殺生禁止について述べる場合の決まり文句となっていたようである。「天骨」の語にも注意しておきたい。

【中巻序末尾】

〔該当部分内容〕

この『靈異記』を読む人は、天に愧じ人に慙じて忍耐するようにしてほしい。心はあくまでも制御するべきであり、心を師として欲望に導かれてはならない。『靈異記』編纂の功德によって、虚空を飛び、仏性の頂きに登り、この功德を一切衆生に回向して、共に仏道を成就したいものだ。

〔序原文〕

庶觀拾文者、愧天慚人、忍事忘事、作心之師、莫心為師、藉此功德、右脇著福德之翮、而翔於沖虛之表、左脇燭智惠之炬、而登於仏性之頂、普施群生、供成仏道也、

〔涅槃經〕

慚者羞人、愧者羞天。是名慚愧。無慚愧者不名爲人、名爲

（『涅槃經』卷十九、梵行品、同、四七七中）

与惡交、能施一切衆生、安樂身戒、心慧不動如山。為欲受持無上正法、於身命財不生慳吝。不淨之物、不為福業。正命自活、心無邪詔。受恩常念、小恩大報。……

（『涅槃經』卷第二十八、師子吼菩薩品、同、五三四上）

仏性者即是如來。仏性者名頂三昧。以修如是頂三昧故、則能總攝一切仏法。是故說言、頂三昧者名為仏性。十住菩薩修是三昧、未得具足、雖見仏性而不明了、一切衆生畢定得故、是故說言一切衆生悉有仏性。

（『涅槃經』卷第三十二、師子吼菩薩品、同、五五七上）

〔解説〕

この部分は、『涅槃經』を集中的に利用している。まず、「天に愧じ人に慚じ」とは、梵行品が説く慚愧の定義を踏まえたものだが、『涅槃經』のこの部分が『法苑珠林』慚愧篇の引証部の冒頭（大正五三・四五四上）で引かれていることは、中村氏の指摘がある。⁽²¹⁾

「心の師となるべきであつて、心を師としてはならない」という経文は、名文句として流行していたようだが、『涅槃經』では、受持者の不退転のあり方を述べた箇所に見えており、その末尾では、「若受仏戒、堅固護持」という点が強調され、さらに「不退之心」と仏性の関係が論じられている（五三四中）。つまり、この句は、仏性と戒律に関する場面で説かれた言葉なのである。

また、「仏性の頂き」という表現は、仏性思想を説く經論では見かけないものであり、右の師子吼菩薩品が仏性を「頂三昧」と称しているのが近いであろう。

【中卷第二十三縁】

〔説話概要〕

聖武天皇の代に、役人が尼寺前の原の中で「痛い」と叫ぶ声を聞き、行つてみると、盜賊が弥勒菩薩の銅像を碎いているところであったため、像を寺に戻し、盜賊を牢獄に送つた。

〔評語〕

夫理法身仏、非血肉身、何有所痛、唯所以示常住不変也、是亦奇異之事也、

〔涅槃經〕

譬如幻師、雖復化作種種宮殿、殺生長養、繫縛放捨、及作金銀琉璃寶物、叢林樹木、都無實性、如來亦爾。隨順世間、示現憂悲、無有真實。善男子。如來已入大般涅槃、云何當有憂悲苦惱。若謂如來入於涅槃、是無常者、當知是人則有憂悲。若謂如來不入涅槃、常住不變、當知是人無有憂悲。

（『涅槃經』卷第八、同、如來性品、四一五中）

〔解説〕

仏像遭難譚。仏が無常ではなく「常住不變」であることは、

『涅槃經』が隨處で強調していることである。評語では、仏像が叫ぶことによつて盜賊を捕えたという靈異は、法身の「常住不變を示すためのものであることを強調しているが、『涅槃經』では、仏が「示現」すると説く場合は、世尊が誕生、成道、涅槃などの相を示したのは、法身は本来、常住不變であるにもかかわらず、方便身としての釈尊を初めとする諸法の無常を教えるために敢えてそうした相を「示現」したのだと言くのが通例であり、「常住不變」を示すという用例はない。これもまた、景戒が『涅槃經』の文句を、靈異の理由を説明するために、經典そのものとは微妙にずれた方向で用いている例の一つである。

【中卷第三十七縁】
〔説話概要〕

寺で失火した際、正觀音の木像が動いて仏殿から出てゆき、無事ですんだ。

〔評語〕

誠知。三宝之非色非心、雖不見目、而非无威力、此不思議

第一也、

【涅槃經】
〔説話概要〕

善男子。若我弟子、受持讀誦書演說写大涅槃經、有破戒者、有人呵責、輕賤毀辱、而作是言。若仏秘藏大涅槃經、有威

力者、云何令汝毀所受戒。若人受持是涅槃經、毀禁戒者、當知是經為無威力。若無威力、雖復讀誦、為無利益。緣是輕毀涅槃經故、復令無量無邊衆生墮於地獄。

〔『涅槃經』卷十七、梵行品、同、四六七上〕

〔解説〕

仏像遭難譚。「三寶の非色非心」については、先に述べた。仏の法身は眼には見えなくとも「威力無きには非ず」という強調については、『涅槃經』を受持していながら戒律を守らない者がいると、『涅槃經』が「無威力」だからそういうことなるのであって、このような經典は受持しても利益がないと世間の人々に思われ、軽んじられてしまってあらうから、『涅槃經』を受持していながら戒律を守らない者は我が眷属でないとする梵行品が背景になつていよう。梵行品のこの前後では、こうした主張が繰り返し強調されている。景戒は、これらの箇所を要略した文章などを見て、仏の常住を説く『涅槃經』は威力が無いわけではない、常住の法身は威力が無いわけではない、という方向に転じて用いているのであらう。

【下卷第二十八縁】
〔説話概要〕

堂内で夜ごとに「痛い」とうめく声を聞こえ、ある夜、特に大きな声でうめく声がしたため、翌朝見ると、弥勒像の

首が切れ落ちていて大蟻どもが噛んでいたため、檀越たち
がつぎ直して供養した。

〔評語〕

誠知、聖心示現、雖仏滅後、而法身常存、常住不易、更莫
疑之焉、

〔涅槃經〕

(中巻第十七縁の引文に同じ)

〔解説〕

仏像遭難譚。世に現われる仏は涅槃を含めた様々な相を示
すものの、法身 자체は「常存」「常住」であって「変易」が無
いことは、『涅槃經』が隨處で強調することである。右の引文
では、仏滅後に仏像に供養する功德は、入滅前の世尊を供養
する功德とまさに等しいことが強調され、仏に供養されたも
のは、それ以外の目的に転用すれば「仏物を盗む罪を犯す」
ことになるとしている点が注目されよう。仏像を盗む罪は、
さらに重い罪となるであろうが、仏像遭難譚のうち、盜難の
話における靈異に対して、評語で法身の「常住」「常存」が強
調されるのは、こうした背景による。

四 結論

ありうる根拠を示すため、また戒律に關わる教誨を述べる際
に利用するためであった。『涅槃經』そのものを宣揚しようと
する意図は、おそらく、まつたくなかつたと思われる。しか
し、『涅槃經』、ないし『涅槃經』に基づく中国・朝鮮の解釈が
なければ、『日本靈異記』は成立しえない。『靈異記』に数多く
見られる『法華經』の靈驗などについては、他の大乗經典の
靈驗で置き換えることも可能であろうが、『涅槃經』の思想が
なければ、『靈異記』の構想そのものが不可能になるのであ
る。『靈異記』の大きな柱の一つである表相思想にしても、仏
教の因果に準じるものとして取り入れることができたのは、
先の論文で触れたように、元曉の『涅槃宗要』²²が説いている
会通の思想を利用してのことであり、ここでも『涅槃經』が
からんでいることは見逃すことができない。これは、インド
思想の影響の強い『涅槃經』と、仏教受容期の作であつて様々
な形の習合が見られる『靈異記』とでは、通じる部分が多い
ことを示すものであり、今後さらに検討してゆく必要がある
ことを示すものである。

注

(1) 増尾聰哉「『靈異記』の『罪』について——『梵網經古述記』を手掛かりに——」(駒沢大学大学院国文学会論
輯」十七、一九九〇年一月)。同論文は、露木悟義「景戒の

依拠した經典』（「上代文学研究会」第15号、一九六六年一月）、同『靈異記引用經典の考察』（「古代文学」第六号、一九六六年十二月）などを踏まえたものである。

(2) 中村史『日本靈異記と唱導』（三弥井書店、一九九五年）

(3) 同書、一七九頁。

(4) 東国大学佛教文化研究所編『韓國仏書解題辭典』、国書刊行会、一九八二年、六五一七四頁。

(5) 蔡印幻『新羅佛教戒律研究』第二章「太賢の戒学」（国書刊行会、一九七七年）。

(6) 大正大藏經五十五卷、一一三九上、一一四一下。

(7) 和島芳男『叡尊・忍性』（吉川弘文館、一九五九年）

(8) 菊地武『日本靈異記』仏典考（岩橋小彌太博士頌寿記念会編『日本史論集』上巻、吉川弘文館、一九六五年）。

なお、菊地氏の一覧表のうち、上巻第十九縁は、名だけの言及と經文の引用との双方があるため、A類だけでなく、B類にも収めるべきである。

(9) 木本好信『奈良朝典籍所載仏書解説索引』（国書刊行会、一九八九年）三五四—三五七頁。元暁の學風については、石井公成『華嚴教學の研究』（春秋社、一九九六年）参照。

(10) 大正大藏經五十五卷、一一三七中一下、一一四一下。

(11) 注1前掲論文、二八頁。なお、霧林宏道『日本靈異記』の編纂背景とその意図』（『国学院雑誌』第九十巻二号、一九九〇年）も、『涅槃經』引用が多いことに着目しているが、

当時はさほど浸透していない『涅槃經』を重視したことを見ても、多くの漢籍を利用していることから見ても、私度僧初め、多くの漢籍を利用していることについても、私度僧

ではなく官僧であつたと推定するなど、社会的側面からの言及であり、思想的影響には触れておられない。

(12) 石井公成『感應する天——『日本靈異記』の重層信仰』（『駒澤短期大学研究紀要』第二十七号、一九九三年三月）。

(13) 「生盲」の語を含め、この前後は三階教の典拠の一つである。吉田靖雄『『日本靈異記』と三階教の関係』（吉田

『日本古代の菩薩と民衆』第五章）を初め、『日本靈異記』と三階教との関係を強調する研究もあるが、疑わしい。この問題については、より慎重な調査が必要であろう。

(14) 松本史朗『縁起と空』（大蔵出版、一九八九年）三一四頁。

(15) 注12前掲論文、三八一九頁。

(16) 難にあつた仏像について、いかなる罪過、過失があつたのかと嘆く例は、中巻第二十一縁にも見られるが、聖なる存在が知らずに犯したとされる罪の問題については、稿を改めて論じる予定である。

(17) 一闡提に関しては、望月良晃『涅槃經の研究』（春秋社、一九八八年）、下田正弘『涅槃經の研究——大乘經典の研究方法試論』第四章第五節（春秋社、一九九七年）参照。

また、唐代には一闡提は殺しても罪がないとする法相系の菩薩戒解釈が有力であつたことについては、注9石井前掲書、三四八頁以下を参照。

(18) 「聖靈」については、日本の伝統的な靈の概念の枠で受け止められた部分があることについては、八重樫直比古

『古代の仏教と天皇』I（翰林書房、一九九四年）参照。

(19) 戒体論については、平川彰「智顗の戒体論について」

(『奥田慈應先生喜寿記念・仏教思想論集』、一九七六年)。

道宣の『四分律行事鈔』でも、「涅槃經」の引用が最も多い。

(20) 「仏道」の語が仏教修行の道をさすようになつたのは、近年になってからであり、本来は仏の悟りを意味する訳語であることは、高崎直道「仏道覚え書き」(「仏教文化」十四卷、一九八四年七月) 参照。

(21) 注2前掲書、二三二一一三三頁。

(22) 注12前掲拙稿、三五一一三六頁。

いものということになる。

なお、『宝林伝』(八〇一年)所載の梁武帝撰と称する達摩碑文と昭明太子撰と称する祭文は、ともに『涅槃經』類の文言と思想を利用し、達摩の入滅を釈尊の入滅(の相の示現)に重ねあわせて述べている。『日本靈異記』同様、「我大師」という表現も見られるほか、常住の法身とその化身の自在な活動という思想が尸解思想と結びついた形で説かれており、碑文では「皇天何辜」という中国的な表現ながら罪への言及もなされ、『莊子』とも重なる、聖のみが聖を知ることの強調も見られることは、禅宗の達摩伝説と『日本靈異記』の双方に共通する思想背景を示すものであり、興味深い。

【付記】

『二入四行論長卷子』には、「憐禪師曰、法性無体、直用莫疑。……經云、諸法若本先有、今始無者、一切諸仏、即為罪過。」

(柳田聖山『禪の語録1 達摩の語録』筑摩書房、一九六九年、二四四頁) とある。この「經」については不明であつて、偽經ないし大胆な取意の可能性もあるが、柳田氏も指摘するように、「涅槃經」本無今有偈を踏まえていることは疑いない。「一切諸仏、即為罪過」とは、諸法は不生不滅であることを理解せず、生ずるとか滅するとか見るならば、それは断見であり、一切の諸仏はそうした見解を罪過だと說いたのだの意か、入滅した(相を示した)一切諸仏はすべて断滅の罪過をおかしたことになつてしまふの意であろう。したがつて、盜まれて破損された(滅した)仏像に対して僧俗が「どのよくな罪過、過失があつてこうした目にあわれたのか」と嘆くという図式もまた、『涅槃經』と関係深